

若年世帯の住宅取得を支援する！



問い合わせは 住宅・建築課 (☎22-3431) へ

目的

- ・子育て世帯や移住世帯の住宅取得を積極的に支援することで、定住人口の増加および地域の活性化を図る。
- ・居住誘導区域内への住宅取得を支援することで、人口減少下においても、持続可能な都市の形成を図る。

対象者

令和元年6月5日以降に工事請負または売買契約を行った住宅で、対象住宅認定申請時において、申請者または配偶者が49歳以下、かつ、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用して、市内に住宅を新築または購入する者で、次のいずれかに該当する方

- ・**子育て世帯**……………対象住宅認定申請時に、中学生以下の子ども（出産予定含む）がいる世帯
- ・**移住世帯**……………市外から市内へ転居する世帯（転入日の前日から起算して前3年間、市に住所を有したことがない世帯）
※就学、転勤、入院等、一時的に住所を有した場合を除く。
- ・**区域内取得世帯**………阿南市立地適正化計画に定める居住誘導区域内に住宅を取得する世帯

対象住宅

【フラット35】の借入対象となる※新築住宅または※中古住宅
※くわしくは、融資を受けようとする金融機関または住宅金融支援機構お客さまコールセンターにお問い合わせください。

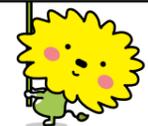
【住宅金融支援機構お客さまコールセンター ☎0120-0860-35】

補助金額

区分	新築住宅取得	中古住宅取得
子育て世帯	20万円	15万円
移住世帯	20万円	15万円
区域内取得世帯	20万円	15万円

各区分の世帯要件を満たす場合は、それぞれの額を加算！！

例えば… 移住世帯であって、子育て世帯でもあり、居住誘導区域内に新築住宅を取得した場合
20万+20万+20万円=60万円



補助金申請フロー

